

県内で、平成29年度の実地指導等で指導や助言等を行った事項のうち、主なものを記載しました。今後の事業の適切な運営のために参考としてください。

【凡 例】

※施設サービス:介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設

※施設系サービス:介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設, 短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護

※居宅系サービス:訪問介護, 訪問入浴介護, 訪問看護, 訪問リハビリテーション, 福祉用具貸与, 特定福祉用具販売

※通所系サービス:通所介護, 通所リハビリテーション

【人員基準】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
1 訪問介護	訪問介護員等の員数	訪問介護員等としての業務がない時間は他の事業所で勤務させ、それを訪問介護員等の常勤換算数に含んでいた。	訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上とすること。 常勤換算数を計算する際に算入する従業者の勤務延時間数は、訪問介護員等としての勤務時間のみとすること。
2 訪問介護	訪問介護員等の員数	利用者が少ないことを理由に、訪問介護員等の員数が、常勤換算方法で2.5人を下回っていた。	利用者の有無に関わらず、訪問介護員の員数は、常勤換算方法で2.5以上とすること。
3 訪問介護	サービス提供責任者	サービス提供責任者が別施設の夜勤業務を行っているため、常勤となっていなかった。	常勤のサービス提供責任者を配置すること。
4 訪問介護	サービス提供責任者	利用者の数が40人を超えていたが、サービス提供責任者を1人としていた。	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者とする。
5 通所介護	従業者の員数	○生活相談員を配置していない日があった。 ○勤務実績等の記録に不備があり、生活相談員を配置しているか確認できなかった。	提供時間数に応じて、専らサービスの提供に当たる生活相談員を1以上配置すること。 なお、生活相談員の休暇に対応できるよう、複数の生活相談員の配置を検討すること。
6 通所介護	従業者の員数	看護職員について、単位ごとに1名以上従事させていなかった。 また、看護職員が不在の日が、月に1割を超えていたにも関わらず、減算をしていなかった。	看護職員は、指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供にあたる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を配置すること。
7 通所介護	管理者	管理者を配置していない状態が継続していた。	早急に、専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。
8 短期入所生活介護	従業者の員数	指定短期入所生活介護のサービスの提供に当たる従業者及び員数について、勤務実績等の記録に不備があり、基準を満たしているか確認できなかった。	サービスの提供に当たった各従業者の勤務実績を明確に記録に残すこと。
9 短期入所生活介護	従業者の員数	生活相談員及び機能訓練指導員が配置されていなかった。	生活相談員について、常勤換算法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上、機能訓練指導員については、1以上配置すること。
10 福祉用具販売	福祉用具専門相談員の員数	別業務を兼務しているために、常勤換算数2以上となっていなかった。	福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2以上とすること。

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
11 居宅介護支援	従業員の員数	常勤として配置されている者が、指定居宅介護支援事業所の営業時間内に、他業務(併設事業所の送迎業務)を実施している日があった。	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援に当たる常勤の介護支援専門員を1以上配置すること。
12 居宅介護支援	従業員の員数	利用者数に対して、配置されている介護支援専門員の員数が基準に対し過少であった。	利用者の数が35人又はその端数を増すごとに介護支援専門員1人を配置することを基準として人員体制を整備すること。

【設備基準】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
13 通所介護	設備及び備品等	設備の専用区画が明確でないため、基準面積を満たしているか確認できなかった。	食堂・機能訓練室としての専用区画を明確にすること。
14 短期入所生活介護	設備及び備品等	静養室として届出されている部屋を事務室に転用し、静養室が設けられていなかった。	事業所に静養室を設けること。なお、設備の用途に変更がある場合には、設備基準を確認した上で、変更届出書を提出すること。
15 介護老人福祉施設	設備及び備品等	介護老人福祉施設の静養室を居室として利用しており、専用の居室においてサービスを実施していなかった。	介護サービスの提供に当たっては、専用の居室において行うこととし、専用区画を変更した場合は、その内容を届け出ること。
16 介護老人福祉施設	設備及び備品等	廊下に設置したソファにより、廊下幅の基準が満たされなくなっていた。	廊下にソファを置く場合には、廊下幅の基準に抵触しないように配慮した配置とすること。

【運営基準】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
17 全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意	事故発生時の対応や苦情処理の体制等について等の必要な事項を記載していなかった。	運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応や苦情処理の体制等を記載しておくこと。
18 全サービス共通	サービス提供の記録	サービスを提供した際に、具体的なサービスの内容等を記録していなかった。また、記録ミスや漏れがあった。	具体的なサービスの内容等は請求の根拠となるため、正しい記録を残すこと。
19 全サービス共通	基本的取扱方針	事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないが評価が行われていなかった。	定期的に自己評価を行い、サービスの質の改善を図ること。
20 全サービス共通	管理者の責務	従業員の勤務時間、勤務内容が明確にされていなかった。	管理者は、勤務表等により勤務時間、勤務内容を明確にし、従業員及び業務の管理を一元的に行うこと。
21 全サービス共通	勤務体制の確保等	従業員に研修を行っていなかった。	従業員の資質向上のために、研修の機会を確保すること。
22 全サービス共通	勤務体制の確保等	○併設事業所と一体の勤務表が作成されており、勤務時間、常勤、非常勤及び職種ごとの兼務関係等が、事業所ごとに明確になっていなかった。 ○月ごとの勤務表を作成していなかった。	原則として、事業所ごとに月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にし、従業員の勤務の体制を定めておくこと。
23 全サービス共通	掲示	必要な掲示が行われていなかった。	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる直近の重要事項を掲示すること。

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
24 全サービス 共通	秘密保持等	利用者の家族の個人情報を用いる場合に、家族の同意を得ていないものがあつた。	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ文書により当該家族の同意を得ておくこと。
25 全サービス 共通	事故発生時の 対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町への報告が必要であるが、未報告のものがあつた。	事故等があつた場合には、当該市町の定める報告基準により、速やかに事故報告書を市町へ提出すること。
26 全サービス 共通	苦情処理	苦情処理の手順について利用申込者に説明されておらず、掲示もされていなかった。	苦情処理の手順について利用申込者に説明の上、掲示すること。
27 全サービス 共通	会計の区分	他の介護保険事業等と一体の会計となっており、区分されていなかった。	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。
28 居宅系サー ビス 通所系サー ビス	居宅サービス計 画に沿ったサー ビスの提供	○個別サービス計画が居宅サービス計画に沿ったものになっていなかった。 ○居宅サービス計画が変更されていたが、個別サービス計画に反映されていなかった。	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供すること。
29 居宅系サー ビス 通所系サー ビス	個別サービス計 画の作成	個別サービス計画を作成した際に、利用者又はその家族に対し説明・同意を得ていない又は、交付していないものがあつた。	個別サービス計画作成後は、利用者又はその家族に対して説明、同意及び交付を行うこと。
30 居宅系サー ビス	衛生管理等	従業者の健康状態の管理を行っていないあつた。	従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理(健康診断等)を行うこと。
31 訪問看護	衛生管理等	使用済みの採血器具(注射筒、注射針)を紛失する事例があつた。	指定訪問看護事業所の器具等について、衛生的な管理に努め、看護師等が感染源となることを予防する措置を講じること。
32 通所介護	定員の遵守	利用定員を超えて通所介護の提供を行っている日が多くあつた。	サービス提供日において、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行わないこと。(災害その他やむを得ない場合を除く。)
33 短期入所生 活介護	短期入所生活 介護計画の作 成	相当期間以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者について、短期入所生活介護計画が作成されていなかった。	概ね4日以上連続して利用することが予定される利用者については短期入所生活介護計画を作成すること。
34 外部サービ ス利用型特 定施設入居 者生活介護	受託居宅サービ スの提供	受託居宅サービス事業者に、受託サービスの内容等を文書で報告させていなかった。	受託居宅サービスを提供した日時、時間及び具体的なサービス内容等を受託居宅サービス事業者から文書で報告させること。
35 福祉用具貸 与	福祉用具貸与 計画の作成	福祉用具貸与計画が作成されていなかった。	福祉用具貸与計画を作成すること。
36 福祉用具貸 与	福祉用具貸与 計画の作成	介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、実施状況の把握(モニタリング)を行っていないあつた。	福祉用具専門相談員は、必要に応じ、実施計画の把握(モニタリング)を行うこと。
37 福祉用具貸 与	福祉用具貸与 計画の具体的 取扱方針	居宅サービス計画に指定福祉用具貸与の必要性が具体的に記載されていなかった。	居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、指定福祉用具貸与が必要な理由が当該計画に記載されるように必要な措置を講じること。
38 福祉用具貸 与	適切な研修の 機会の確保並 びに必要な知識 及び技能の向 上等	福祉用具専門相談員に、福祉用具の構造、使用方法等について継続的な研修が、定期的かつ計画的に行われていなかった。	福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。なお、事業所内において、日常的に行っている福祉用具の取扱等の講習等を研修と位置付ける場合は、出席者や内容等について記録すること。

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
39	特定福祉用具販売	特定福祉用具販売計画が作成されていなかった。	特定福祉用具販売計画を作成すること。
40	居宅介護支援	指定居宅介護の具体的取扱方針 アセスメントを実施していなかった。	居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の自立支援に資するようアセスメントにおいて利用者の生活全般についてその状態を十分把握し、記録に残すこと。
41	居宅介護支援	指定居宅介護の具体的取扱方針 居宅サービス計画を変更した月内に、サービス担当者会議を開催していなかった。	居宅サービス計画の変更の際に、サービス担当者会議を開催すること。
42	居宅介護支援	指定居宅介護の具体的取扱方針 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者がサービス担当者会議を欠席したにも関わらず、意見照会を行っていなかった。	サービス担当者会議を欠席した担当者に対しては、照会等により意見を求めること。
43	居宅介護支援	指定居宅介護の具体的取扱方針 居宅サービス原案のうち、計画書の一部(第2表及び第3表)が添付されていなかった。	説明及び同意を要する居宅サービス原案とは、いわゆる居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表及び第7表に相当するすべてを指すものである。
44	居宅介護支援	指定居宅介護の具体的取扱方針 居宅介護支援事業所の変更に伴い居宅サービス計画の新規作成が必要となった際に、居宅サービス計画作成に係る一連の業務を同月内に実施していなかった。	居宅サービス計画の新規作成については、アセスメントの実施、サービス担当者会議の開催及び居宅サービス計画原案の説明、同意、交付等の一連の業務を実施すること。
45	居宅介護支援	指定居宅介護の具体的取扱方針 ○少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、モニタリングの結果を記録していなかった。 ○モニタリングのため、利用者の居宅を訪問して利用者に面接をした記録がなかった。 ○電話で実施又は通所介護事業所で実施する等、自宅を訪問して実施状況の把握(モニタリング)を行っていなかった。	実施状況の把握(モニタリング)は、特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接し、モニタリングの結果を記録すること。
46	居宅介護支援	指定居宅介護の具体的取扱方針 毎月のモニタリングの内容が毎月全く同じものがあるなど、利用者の課題の解決に向けての状況把握が十分な内容とはなっていない。	利用者の課題解決に向けて十分状況把握できるモニタリングを行い、その内容を記録すること。また、必要に応じて居宅サービスの変更を行うこと。
47	居宅介護支援	指定居宅介護の具体的取扱方針 居宅サービス計画のサービス利用票について、文書により利用者の同意を得ていなかった。	居宅介護支援事業所が保存するサービス利用表(控)に利用者の確認を受けること。
48	居宅介護支援	指定居宅介護の具体的取扱方針 居宅サービス計画に、福祉用具貸与が必要な理由の記載がなかった。	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を明確に記載すること。
49	介護老人福祉施設	取扱方針(身体拘束廃止に向けた取組) 身体拘束廃止に関する取組が不十分であった。	○施設全体で計画的に取り組んでいく観点から、身体拘束に関する改善計画を作成すること。 ○身体拘束に係る研修等、意識啓発のための取組みを実施すること。

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
50 介護老人福祉施設	施設サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○施設サービス作成に係る業務を介護支援専門員が実施していなかった。 ○入所時に施設サービス計画原案を作成していなかった。 ○サービス担当者会議を開催していなかった。 ○本人又は家族に対して同意がないものがあった。 ○一部入所者のモニタリングを実施していなかった。 ○介護支援専門員以外の従業者がモニタリングを実施していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設サービス作成に係る業務は、介護支援専門員に担当させること。 ○サービス担当者会議を開催すること。 ○入所時に施設サービス計画原案を作成し、本人又は家族に説明し、同意を得ること。 ○計画担当介護支援専門員はモニタリングを実施し、記録すること。
51 介護老人福祉施設	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画の内容が、実情に応じて見直されていなかった。	非常災害対策計画について、必要な項目等を網羅した内容とするよう修正を行うこと。 また、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた災害に係る避難訓練を実施すること。
52 介護老人福祉施設	衛生管理等	食中毒に関する予防及びまん延の防止のための指針を整備していなかった。	食中毒に関する予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 また、調理・清掃等の受託事業者に対して指針を周知すること。
53 短期入所生活介護 介護老人福祉施設	介護勤務体制の確保等	ユニット型施設では、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものであるにも関わらず、ユニットごとの介護を実施していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスの提供については、共用設備の利用を除き入居者の属するユニット内で行うこと。 ○屋間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置をすること。 ○ユニットでのサービスの提供は、当該ユニットの従業者によって行うこと。

【その他】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
54 全サービス共通	変更の届出等	管理者、サービス提供責任者、専用区画、運営規程、協力病院等の変更の届出が行われていなかった。	変更届が必要な事項について変更が生じた場合は、変更後10日以内に届け出ること。ただし、適正な事業運営を確保する観点から、設備の変更や定員変更等運営に大きな影響のある変更は、事前(遅くとも2週間前まで)に届出を行うこと。
55 居宅介護支援 介護老人福祉施設 介護療養型医療施設	変更の届出等	介護支援専門員が変更となった場合に、届け出ていなかった。	介護支援専門員の氏名及び登録番号が変更となった場合は、変更後10日以内に、当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ること。
56 居宅介護支援を除くサービス	医療行為 介護職員等による 喀痰吸引等の実施	登録特定行為事業者としての登録を受けていない介護サービス事業所において、介護職員が医療行為を行っていた。	介護職員等に喀痰吸引等の医療行為を実施させる際は、広島県に登録特定行為事業者としての登録を行うこと。 なお、当該医療行為を行う介護職員等は、原則、研修を受講後、広島県から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けること。
57 訪問介護	虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○経済的虐待が認められた。 ○特定の介護職員について、利用者を叩くという身体的虐待が認められた。 	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための整備を行うとともに、再発防止策を検討し報告すること。

【介護報酬関係】

サービス種別	加算・減算等	指摘の対象となった具体的な問題例	指摘事項
58 全サービス共通	介護職員処遇改善加算	次のとおり、各要件を満たしているとはいえなかった。 ①任用要件や賃金体系(俸給表)が明確でない。 ②資格取得支援のためのシフト調整が人員不足のためできていない。 ③資格取得による手当が支給されていない。 ④職場環境要件の分煙が徹底されていない。 ⑤上記①～③について書面作成及び職員周知がされていない。 ⑥賞与による賃金改善額が不明確であり、職員全員に説明されていない。	各要件を満たすよう改善すること。
59 訪問介護	訪問介護費	○サービスを提供した記録がないにもかかわらず、訪問介護費が算定されていた。 ○記録上のサービス提供内容と実際に請求した訪問介護費の区分に相違があった。	具体的なサービスの内容等は請求の根拠となるため、正しい記録を残すこと。
60 訪問介護	訪問介護費	前回提供した訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で訪問介護を行っているにもかかわらず、それぞれの所要時間を合算していなかった。	単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではなく、前回提供した訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合は、それぞれの所要時間を合算すること。
61 訪問介護	訪問介護費	利用者の単なる見守りであるにもかかわらず、訪問介護費を算定していた。	訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護または生活援助を行う場合には算定できない。
62 訪問介護	同一建物減算	指定訪問介護事業所との同一建物に居住する利用者について、減算をしていなかった。	指定訪問介護事業所との同一建物に居住する利用者に対しサービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定すること。
63 訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護	2名による訪問介護について、利用者又はその家族等の同意を得ていなかった。	2名の訪問介護員による訪問介護を行う場合は、訪問介護計画に2名による訪問介護が必要となる理由を記載して同意を得ること。
64 訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護	2人の訪問介護員等が一部異なった時間帯でサービスの提供を行っているにもかかわらず、所定単位数の100分の200に相当する単位数の算定を行っていた。	2人の訪問介護員等によるサービス提供時間が全体のサービス提供に占める割合が小さい場合は、それぞれの訪問介護員等のサービス提供時間に応じて訪問介護員等ごとに所定単位数を算定すること。
65 訪問介護	特定事業所加算	○訪問介護員ごとに個別具体的な研修の目標を定めた計画を作成せず、一律に事業者が目標を設定していた。 ○サービス提供責任者が主催する会議について、サービス提供責任者が参加したことが確認できなかった。 ○留意事項の伝達が文書等の確実な方法(直接面接しながら文書を手交、FAX、メール等)により行われていなかった。 ○留意事項の伝達を行ったことが確認できなかった。	特定事業所加算の算定に当たっては、次の事項を改善すること。 ① 訪問介護員等ごとに、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施すること。 ② 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の開催は、訪問介護事業所のサービス提供責任者が主宰し、当該事業所の訪問介護員等に対し行うこと。また、欠席者に対しても別途実施し、記録しておくこと。 ③ サービス提供責任者によるサービス提供に当たっての留意事項の伝達は、サービス提供開始前に文書等の確実な方法により行うこと。なお、前回のサービス提供時の状況については、必ず伝達すること。

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
66 訪問介護	緊急時訪問介護加算	緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った際に必要とされる記録がなかった。	緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録すること。
67 訪問介護	緊急時訪問介護加算	当該加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った際に、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図った旨がわかりづらい記録となっていた。	サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図った旨を記録に残しておくこと。
68 訪問介護	初回加算	サービス提供責任者が、訪問介護に同行した記録がなかった。	初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が指定訪問介護を行うか又は同行訪問し、それを記録しておくこと。
69 訪問看護	訪問看護費	記録上のサービス提供内容と実際に請求した訪問看護費の区分に相違があった。	具体的なサービスの内容等は請求の根拠となるため、正しい記録を残すこと。
70 訪問看護	緊急時訪問介護加算看護加算	早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定していた。	緊急時訪問看護加算に係る緊急時訪問を行った場合には、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定しないこと。
71 訪問看護	特別管理加算	点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態の利用者に対し、週3日以上点滴注射を実施することなく当該加算を算定していた。	「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師からの指示があり、かつ、看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態であるため、利用者の状態変化等により実施できなかった場合は算定しないこと。
72 訪問看護	ターミナルケア加算	ターミナルケアに係る記録が不明瞭のため、要件を満たしているかの確認ができなかった。	ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い同意を得ることや、ターミナルケアの提供に係る訪問看護記録書への記録などが不明瞭であるため、当該加算の趣旨を踏まえた上で算定をすること。
73 訪問看護	ターミナルケア加算	医療保険で算定しなければならないところ、介護保険において当該加算を算定していた。	一の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に、医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度において算定すること。
74 訪問看護	初回加算	新規に訪問看護計画を作成していない利用者に対して、当該加算を算定していた。	初回加算は、新たに訪問看護計画書を作成した利用者に対して算定すること。
75 訪問看護	退院時共同指導加算	利用者の退院時まで、在宅での療養上必要な指導を行っているものの、その指導内容を文書により提供していない場合に、当該加算を算定していた。	退院時共同指導は、当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治の医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供すること。
76 通所介護	人員欠如減算	事業所の看護職員の配置数が、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて下回っていた。	翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算すること。
77 通所介護	入浴介助加算	入浴サービスを提供していないにも関わらず、当該加算を算定していた。	通所計画上、入浴の提供が位置づけられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定しないこと。

サービス種別	加算・減算等	指摘の対象となった具体的な問題例	指摘事項
78 通所介護	中重度者ケア体制加算	加配職員の員数の算定に当たって、常勤換算数の算出方法が誤っていた。	従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数を上限とすること。
79 通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)がないにもかかわらず、当該加算を算定していた。	個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧できるようにすること。
80 通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)	○専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等から直接訓練の提供を受けていないにもかかわらず、当該加算を算定していた。 ○機能訓練指導員が不在の日に算定していた。 ○個別機能訓練加算(Ⅱ)について、加算(Ⅰ)に係る常勤専従の機能訓練指導員が行っていた。	個別機能訓練加算(Ⅱ)については、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等(Ⅰ)に係る常勤専従の機能訓練指導員を除く。)から、直接訓練の提供を受けた利用者のみ算定すること。
81 通所介護	個別機能訓練加算	○機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成していなかった。 ○初回及びその後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、訓練内容の見直し等を行っていないかった。	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、訓練内容の見直し等を行うこと。
82 通所介護	認知症加算	認知症加算の算定対象者の利用日に、認知症介護実践研修等の修了者を配置していないにもかかわらず、認知症加算を算定していた。	認知症加算の算定に当たっては、対象者の利用日に提供時間帯を通じて、認知症介護実践研修等の修了者を配置すること。
83 通所介護	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ではないにもかかわらず、当該加算を算定していた。	若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)に限り、算定すること。
84 通所介護	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算の算定要件である、利用者の口腔機能の定期的な記録と、口腔機能改善管理指導計画の進捗状況についての定期的な評価が行われていなかった。	利用者の口腔機能を定期的に記録するとともに、口腔機能改善管理指導計画の進捗状況の定期的な評価を行うこと。
85 通所介護	送迎未実施減算	送迎を実施していないにもかかわらず、当該減算を行っていないかった。	利用者の都合であっても、実際に送迎を実施しなかった場合には減算すること。
86 介護予防通所介護	運動器機能向上加算	モニタリングを行っていないにもかかわらず、当該加算を算定していた。	利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。
87 短期入所生活介護	短期入所生活介護費	当該事業所の利用者が退所したその日に同一敷地内の介護保険施設に入所した際、退所した日について短期入所生活介護費を算定していた。	同一敷地内における介護保険施設等の間で、利用者が一の介護保険施設等から退所をしたその日に他の介護保険施設等に入所する場合には、入所の日を含み、退所の日を含まないよう算定すること。
88 短期入所生活介護	個別機能訓練加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が配置されていない日であるにもかかわらず、当該加算を算定していた。	理学療法士等を配置した日に、その理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみを、当該加算の対象とすること。

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
89	短期入所生活介護 看護体制加算(Ⅱ)	加算に必要な看護職員が機能訓練指導員を兼務しており、機能訓練指導員として勤務した時間数を含めて看護職員数を算出していたため、必要とされる看護職員数を満たさなかった。	看護職員と機能訓練指導員を兼務する場合、看護職員数として常勤換算数に含めることができるのは、看護職員としての勤務時間のみとすること。
90	短期入所生活介護 夜勤職員配置加算	実績の確認を行うことなく算定していた。	夜勤職員配置加算は、暦月ごとに、夜勤時間数の実績を計算することにより、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定できるが、実績の確認を行うことなく算定していたので、毎月確認をすること。
91	短期入所生活介護 送迎加算	送迎を実施していないにもかかわらず、当該加算を算定していた。	実際に送迎を実施した場合に算定すること。
92	短期入所生活介護 緊急短期入所受入加算	緊急利用者を受け入れた際に、必要事項を記録していなかった。	緊急利用者を受け入れた際に、緊急利用した者に関する理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。
93	短期入所生活介護 療養食加算	主治の医師より利用者に対し発行された食事せんがないにもかかわらず、当該加算を算定していた。	療養食の加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、該当する療養食が提供された場合に算定すること。
94	短期入所生活介護 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	毎年度、算定可否を確認することとなっているが、確認していなかった。	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)は、常勤換算方法で算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いて、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に算定できるが、実績を確認することなく加算を算定していたので、毎年度確認をすること。
95	特定施設入所者生活介護 特定施設入居者生活介護費	入居者の外泊期間中にも関わらず、特定施設入居者生活介護費を算定していた。	入居者の外泊期間中は特定施設入居者生活介護費を算定しないこと。
96	特定施設入所者生活介護 夜間看護体制加算	利用者又はその家族等に対して、重度化した場合の対応に係る指針の内容の説明及び同意を得ていないにもかかわらず、当該加算を算定していた。	重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し同意を得ること。
97	特定施設入所者生活介護 医療機関連携加算	協力医療機関から、情報提供に係る受領の確認を得たのかどうか、分かりにくかった。	協力医療機関等の情報提供に係る署名あるいはそれに代わる方法による受領の確認を得ていることを、明確な記録として残すこと。
98	特定施設入所者生活介護 看取り介護加算	医師が回復の見込みがないと診断していないにもかかわらず、当該加算を算定していた。	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者について算定すること。
99	特定施設入所者生活介護 看取り介護加算	利用者の介護に係る計画を、共同で作成していなかった。	医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の方が共同で利用者の介護に係る計画を作成すること。
100	特定施設入所者生活介護 看取り介護加算	看取り介護を行っていないにもかかわらず当該加算を算定していた。	看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者に算定すること。

サービス種別	加算・減算等	指摘の対象となった具体的な問題例	指摘事項
101 居宅介護支援	運営基準減算	<ul style="list-style-type: none"> ○新規に居宅サービス計画を作成するに当たり、アセスメントを実施していなかった。 ○サービス担当者会議を開催していなかった。 ○サービス担当者会議の欠席者に照会をしていなかった。 ○居宅サービス計画のサービス利用票(第6表及び第7表)について、文書により利用者の同意を得ていなかった。 ○月の途中で契約した利用者について、当該月のモニタリングが行われていなかった。 	運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定すること。
102 居宅介護支援	運営基準減算	運営基準減算が2月以上継続しているにも関わらず、100分の50の居宅介護支援費を算定していた。	運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しないこと。
103 居宅介護支援	特定事業所集中減算	<ul style="list-style-type: none"> ○80%を超えていても、正当な理由があれば、届出は必要ないと考えていた。 ○80%を超えなかった場合については、各事業所において2年間(広島県では5年間)保存しなければならないが、書類を作成していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護サービス費等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超える場合は、正当な理由の有無に関わらず届け出ること。 ○80%を超えなかった場合については、各事業所において2年間(広島県では5年間)書類を保存すること。
104 居宅介護支援	初回加算	運営基準減算が適用される月に当該加算を算定していた。	運営基準減算が適用される月には算定しないこと。
105 居宅介護支援	特定事業所加算	運営基準減算が適用される月に当該加算を算定していた。	運営基準減算が適用される月には算定しないこと。
106 居宅介護支援	特定事業所加算	資質向上のための研修について、目標が一律なものとなっていた。	介護支援専門員について個別具体的研修の目標、内容、研修機関、実施時期等についての計画を定めること。
107 居宅介護支援	特定事業所加算	利用者に関する情報又はサービス提供の当たったの留意事項に係る伝達等を目的とした会議の議事について、記録を作成していなかった。	議事については、記録を作成し、2年間(又は5年間)保存すること。
108 居宅介護支援	特定事業所加算(Ⅱ)	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤かつ専従の介護支援専門員を3名配置していることが必要であるが、2名しか配置されていなかった。	主任介護支援専門員とは別に、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤かつ専従の介護支援専門員を3名配置すること。
109 居宅介護支援	入院時情報連携加算	情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等の記録がされていなかった。	入院時情報提供加算を算定する場合には、情報提供を行った日時、場所(医療機関に向いた場合)、内容、提供手段(面接、FAX等)等について居宅サービス計画書等に記録すること。
110 居宅介護支援	入院時情報連携加算	利用者が入院してから7日を超えて情報提供しているにも関わらず、当該加算を算定していた。	利用者が入院してから遅くとも7日以内に情報提供した場合に算定すること。
111 居宅介護支援	退院・退所加算	<ul style="list-style-type: none"> ○退院前に病院等の職員と面談を行った記録がなかった。 ○病院等の職員から提供を受けた利用者に関する必要な情報の記録がなかった。 ○退院時に居宅サービス計画を作成していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画を作成すること。 ○記録内容については、「退院・退所加算に係る様式例」(平成21年老振発第0313001号/別紙)を参考とすること。

サービス種別	加算・減算等	指摘の対象となった具体的な問題例	指摘事項
112	居宅介護支援 退院・退所加算	カンファレンスへの参加がなく、当該加算を3回算定できないにも関わらず算定していた。	当該加算を3回算定する場合は、そのうち1回について、入院中の担当医等との会議(診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の対象となるもの)に参加して、退院後の在宅での療養上必要な説明を行った上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行う場合であること。
113	居宅介護支援 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	小規模多機能型居宅介護事業所に出向いて情報提供を行っていないにも関わらず算定していた。	小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行うことにより、小規模多機能型居宅介護の居宅サービス計画の作成に協力を行った場合に算定すること。
114	介護老人福祉施設 個別機能訓練加算	利用者に対する個別機能訓練加算の説明は3月ごとに1回以上行うこととなっているが、説明の記録がないものがあった。	個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録すること。
115	介護老人福祉施設 個別機能訓練加算	入所者ごとの個別機能訓練計画が作成されていないにも関わらず算定していた。	入所者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。
116	介護老人福祉施設 栄養マネジメント加算	入所者又はその家族に栄養ケア計画の内容を説明する前から、栄養マネジメント加算を算定していた。	栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から、栄養マネジメント加算を算定すること。
117	介護老人福祉施設 栄養マネジメント加算	おおむね3か月ごとの栄養ケアマネジメント計画の見直しの記録がないものがあった。	おおむね3か月を目途として、入所者ごとに栄養スクリーニングを実施し、栄養ケアマネジメント計画の見直しを行うこと。
118	介護老人福祉施設 栄養マネジメント加算	○30日を超える病院への入院後に再び入所した際に、新たに栄養ケア計画を作成、又は計画の見直しをしていなかった。 ○医師指示内容に変更があった場合に計画の見直しをしていなかった。	入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。
119	介護老人福祉施設 経口移行加算	180日を超えて算定する場合は、おおむね2週間ごとに医師の指示を受ける必要があるが、3月ごとの指示しかなかった。	180日を超えて算定する場合は、おおむね2週間ごとに医師の指示を受けること。
120	介護老人福祉施設 経口維持加算	常勤の管理栄養士の配置がないため栄養マネジメント加算を算定することができない場合に、当該加算を算定していた。	経口維持加算は、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定できない。
121	介護老人福祉施設 経口維持加算	経口維持加算Ⅱは、食事観察及び会議等に嘱託医以外の医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士のいずれか1名以上加わる必要があるが、過去に一度も参加がなかった。	経口維持加算Ⅱは、食事観察及び会議等に嘱託医以外の医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士のいずれか1名以上加わった場合に算定すること。
122	介護老人福祉施設 口腔衛生管理体制加算	歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っていない月に加算を算定していた。	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定すること。

	サービス種別	加算・減算等	指摘の対象となった具体的な問題例	指摘事項
123	介護老人保健施設	認知症ケア加算	算定対象でない入所者について、認知症ケア加算の算定をしていた。	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当し、認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当であると医師が認めた者について算定すること。
124	介護療養型医療施設	口腔衛生管理加算	入院患者への月4回以上の口腔ケアの提供を行っていない、又は、入所者ごとの口腔衛生管理に関する実施記録の作成・保管をしていなかった。	入院患者ごとに歯科衛生士による月4回以上の口腔ケアの実施、及び、入所者ごとの口腔衛生管理に関する実施記録の作成・保管、入所者への写しの交付を行うこと。